

農林水産商工常任委員会資料

(平成25年7月25日)

項 目	ページ
1 鳥取県地域活性化総合特区の状況について	【商工政策課】…………… 1
2 株式会社ジャパンディスプレイの車載ディスプレイ製造拠点集約化に伴う調印式の開催について	【立地戦略課】…………… 3
3 地域イノベーション戦略推進地域及び同戦略支援プログラムの採択について	【経済産業総室（産業振興室）】…………… 4
4 地方独立行政法人鳥取県産業技術センター機械素材研究所（米子市日下）の敷地内法面崩落について	【経済産業総室（産業振興室）】…………… 5
5 環日本海定期貨客船航路の運航状況等について	【経済産業総室（通商物流室）】…………… 6
6 戦略産業雇用創造プロジェクトの採択について	【雇用人材総室（労働政策室）】……………別紙
7 復興財源を活用した基金に係る国からの返還要請について	【雇用人材総室（就業支援室）】…………… 7

商 工 労 働 部

鳥取県地域活性化総合特区の状況について

平成25年7月25日
商工政策課

鳥取県は、西部圏域の地域資源を活用して地域の活性化を図るため、国の総合特区制度を活用し、「鳥取発次世代社会モデル創造特区」（平成24年7月25日区域指定）を展開しているところです。

このたび、特区事業の推進に必要な国の支援措置（融資に対する利子補給）を活用するため特区計画の認定申請を行っていましたが、平成25年6月28日付けで国の認定を受けました。また、規制の特例措置に関する協議（平成25年春）に対する結論が示されましたので、これらの概要を報告します。

1 認定計画の概要

(1) 内容

特区事業の推進にあたり、事業者の特区事業参入・実施を促進するための国の金融支援措置（事業者が金融機関から融資を受ける際の利子補給金）を申請し、その対象事業と金融機関が認定されたもの。

- ・対象事業 ①EVカーシェアリング、②災害時集落無停電サービス、③健康づくりサービス
- ・金融機関 山陰合同銀行、鳥取銀行、日本政策投資銀行、米子信用金庫

※今後、事業の進捗にあわせて、必要となる規制の特例措置、財政支援措置等の協議を行い、協議が整えば、認定計画の変更を実施する。

(2) その他

特区事業のさらなる推進を図るため、計画認定で活用が可能となる金融支援措置に加えて、単県の利子補助及び制度融資を平成25年6月補正で予算措置した。

制度名	総合特区支援利子補給金(国)	鳥取県地域活性化総合特区推進利子補助金(県)	鳥取県地域活性化総合特区事業資金(制度融資)
補給率 融資利率	補給率0.7%以内	補給率0.7%以内	融資利率1.43%
期間	5年以内	5年以内	運転 5年以上10年以内 設備 5年以上15年以内 (それぞれ据置3年以内)
備考	今回の計画認定で活用可能	H23年9月補正で制度創設し、 H25年6月補正で予算措置	H25年6月補正で予算措置

※利子補助及び制度融資の対象となる事業者、金融機関は鳥取県地域活性化総合特区推進協議会の構成員とする。

【鳥取発次世代社会モデル創造特区の概要】

- 1 区域：西部9市町村
- 2 目標：地域の強みと住民ニーズを独自のビジネスモデル構築手法により結びつけ、新事業の創出と住民の暮らしの豊かさ意識の向上を図る鳥取発次世代社会モデルを創造し、この好循環により地域活性化を図る
- 3 事業：とっとりスマートライフ・プロジェクト（分野 まちづくり関係）
 - ①商店街の利便性を高めるe-モビリティ交通サービス（米子市中心市街地）
米子市の中心市街地で快適な移動手段等のサービスを提供するため、商店街事業者及び来訪者向けのEVカーシェアリング事業を実施する。
 - ②再生可能エネルギーによる災害時集落無停電サービス（江府町下蚊屋地区等）
中山間地域における生活の安全・安心に資するため、地域の再生可能エネルギー（小水力発電）を活用し、災害等による停電時でも必要最小限の電力を供給する。
 - ③健康情報を高度利用する健康づくりサービス（南部町）
健康診断の情報とアミノ酸分析結果の健康情報を集約・分析し、地域の傾向や住民の健康状態に合わせた新たな健康づくりサービスを提供する

2 規制の特例措置に関する国と地方の協議結果（平成25年春協議）

事業名	協議項目【担当省】	提案内容	各省見解	本県回答	内閣府コメント
災害時集落無停電サービス	電力供給における法定電圧下限値の要件緩和 【経済産業省】	現在想定している事業形態（非常時のみ無償で電力供給）の電気事業法上での取扱いを明確にすること	○電圧（101±6V）等の維持義務は課されない ○低圧託送を可能とする電事法改正案を来年の国会に提出予定である	○指摘を踏まえ、事業スキームを含めて提案内容の精査を行い平成25年秋協議以降改めて協議を行う	○県は事業スキームも含め、提案内容を精査すること ○経済産業省は、県が希望する場合には、随時相談に応じること
	低圧託送の取扱いの明確化 【経済産業省】	低圧需要家（契約電力50kW以下）に対する託送の取扱いを明確にすること	○安全性確保等提案内容を鳥取県が精査すること		
健康づくりサービス	特定保健指導の実施方法の拡充 【厚生労働省】	SNS※を活用したコミュニケーションを特定保健指導のポイント対象とすること（現在、対面・電話・電子メールによる指導のみ可能）	○対象者の自己効力感が高まる期待があり、今後検討する ○保健師等専門職の関与の位置づけや SNS によるポイント上の評価について検討が必要	○省庁意見に了解 ○SNSを活用した特定保健指導が可能となるよう検討を進めて欲しい	○厚生労働省は実現に向けて今年度中に検討するとし、県も了承したため協議終了 ○厚生労働省は、検討状況について適宜情報提供を行い、県の取組が実現できない恐れがある等の場合は改めて協議を行うこと
	特定保健指導に於ける禁止行為の緩和 【厚生労働省】	上記 SNS を活用し、特定の商品、サービス等を効果的に推奨・提供できるよう要件緩和を行うこと	○認められない ○特定保健指導の始期と終期を明確にし、特定保健指導の一環ではないと分かるようにした上で広告掲載することは可能	○省庁意見に了解 ○事業実施の際は、厚生労働省と相談を行う	○本件の協議は終了し、県は SNS の運営方法について検討を行うこと ○厚生労働省は必要に応じて県に助言を行うこと

※SNS（ソーシャル・ネットワークキング・サービス）
友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供したり、趣味や嗜好、居住地域、出身校、あるいは「友人の友人」といったつながりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供したりする会員制サービス

※e-モビリティ交通サービスについては、平成24年秋協議で「ワンウェイ（乗り捨て）型カーシェアリングの実施基準の明確化」を求めていたが、「現行法令で対応可能」との判断が示されており、現在、事業実施に向けて関係者と協議を進めている。

株式会社ジャパンディスプレイの車載ディスプレイ製造拠点集約化に伴う 調印式の開催について

平成25年7月25日
立地戦略課

株式会社ジャパンディスプレイ（本社：東京都港区）が、車載ディスプレイの製造拠点を鳥取工場（鳥取市）に集約し、開発・製造のための設備を設置することに伴い、これを支援する鳥取県、鳥取市との間で協定書の調印式を行いました。

1 企業概要

- (1) 名称 株式会社ジャパンディスプレイ
- (2) 本社所在地 東京都港区西新橋三丁目7番1号ランディック第2新橋ビル
- (3) 代表者 代表取締役社長 おおつか しゅういち 大塚 周一
- (4) 資本金 327,500百万円
- (5) 従業員数 (全体) 約6,200名
(うち鳥取工場) 約600名
- (6) 事業内容 中小型ディスプレイデバイス及び関連製品の開発、設計、製造及び販売
※現在の鳥取工場での事業内容
車載（インパネ・カーナビ等）、モバイル（スマートフォン等）に係るフラットパネルディスプレイの研究・設計・開発等

2 投資計画概要

- 車載ディスプレイの製造拠点を鳥取工場（鳥取市）に集約
- (1) 投資場所 株式会社ジャパンディスプレイ鳥取工場
 - (2) 立地場所 鳥取県鳥取市南吉方3-117-2
 - (3) 事業内容 今後成長が見込まれる車載ディスプレイの競争力強化を目的に、車載ディスプレイの製造拠点を鳥取工場（鳥取市）に集約し、開発・製造のための設備を設置する。
 - (4) 雇用計画 約110名（県外工場からの移転者を含む。）
 - (5) 投資額 約39億円
 - (6) 事業開始 平成28年3月

3 調印式

- (1) 日時 平成25年7月17日（水）午後3時30分から4時20分まで
- (2) 場所 知事公邸 第1応接室
- (3) 出席者 株式会社ジャパンディスプレイ ジャパンディスプレイの車載用ディスプレイの製造拠点の集
代表取締役社長 大塚周一 **協定書調印式**
鳥取市長 竹内功 平成25年7月17日
鳥取県知事 平井伸治



地域イノベーション戦略推進地域及び同戦略支援プログラムの採択について

平成25年7月25日
経済産業総室
産業振興室

本県が文部科学省等関係府省に提案していた『地域イノベーション戦略推進地域』及び『地域イノベーション戦略支援プログラム』について下記のとおり採択されましたので、報告します。

記

1 採択の概要

- ・公募期間 平成25年2月12日～3月29日
- ・結果発表 平成25年7月1日
- ・戦略推進地域採択件数 8地域／8地域提案
- ・戦略支援プログラム採択地域 6地域／8地域提案
(内訳)
 - 国際競争力強化地域 4地域
 - 研究機能・産業集積高度化地域 2地域 ・ ・ ・ 本県

2 本県の提案内容

- ・選定地域の名称
鳥取次世代創業・健康産業創出地域(米子・境港エリア)
- ・推進母体
とっとりバイオイノベーション推進協議会
(鳥取県、米子市、境港市、国立大学法人鳥取大学、県内経済団体、県内金融機関、(地独)鳥取県産業技術センター、(公財)鳥取県産業振興機構…総合調整)
- ・戦略支援プログラムテーマ名
鳥取大学発染色体工学技術を用いた創業支援等新産業クラスターの創出
- ・戦略支援プログラムの概要
鳥取県が世界に誇る鳥取大学発染色体工学技術のグローバル化を図るとともに、ヒト(HAC)及びマウス(MAC)人工染色体を用いた事業化と創業支援等新産業クラスターの創出を目指す。
- ・事業実施期間
平成25年度～平成29年度

(参考) 制度概要

(1) 地域イノベーション戦略推進地域について

「イノベーション推進協議会」(構成員:地方公共団体、経済団体、大学等研究機関、金融機関等)を設置し、地域イノベーション戦略を策定して主体的に事業を実施している地域を、国(文部科学省、経済産業省及び農林水産省)が「国際競争力強化地域」又は「研究機能・産業集積高度化地域」のどちらかに選定し、大学における基礎研究から企業における事業化までを切れ目無く支援し、総合的かつ効果的に地域イノベーション戦略の実現を図る。

(2) 地域イノベーション戦略支援プログラムについて

地域イノベーション戦略推進地域に選定された地域のうち、文部科学省による支援が地域イノベーション戦略の実現に大きく貢献すると認められる地域に対して知的財産の形成や人材育成など、地域の主体的・自立的な活動展開に対する支援を行う。

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター機械素材研究所（米子市日下）の敷地内法面崩落について

平成 25 年 7 月 25 日
 経 済 産 業 総 室
 産 業 振 興 室

7 月 1 5 日（月）に県西部で発生した豪雨の影響で、（地独）鳥取県産業技術センター機械素材研究所敷地内の法面が一部崩落しましたので、その概要を報告します。

1 法面崩落の概要

- 発生日時 平成 2 5 年 7 月 1 5 日（月）時間不明
- 崩落場所 機械素材研究所（米子市日下 1 2 4 7）北側法面
- 崩落状況 北側法面が 1 箇所崩落（2.5 m × 3.0 m）及び落石（計 2 個）

2 法面崩落時の対応状況（センター対応）

（1）当日対応（7 月 1 5 日）

- ・研究所敷地内の北側法面が一部崩落及び落石をセンター職員が確認。
- ・センターが専門業者に、崩落土及び排水溝の土砂撤去、地盤固めなどの仮復旧工事を依頼。
- ・同日、地元関係者が現地確認した後、崩落した法面付近の農道に落石注意のコーンポストを設置。

（2）応急工事（7 月 1 6 日～1 7 日）

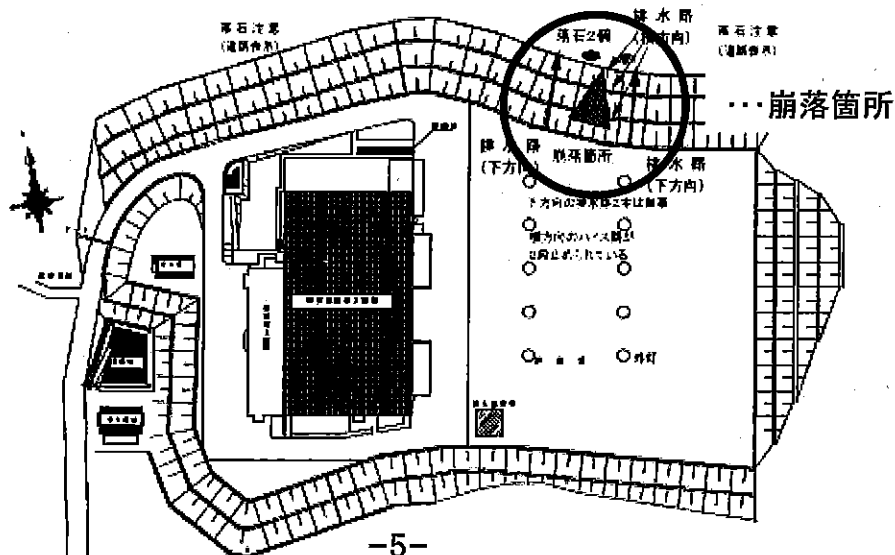
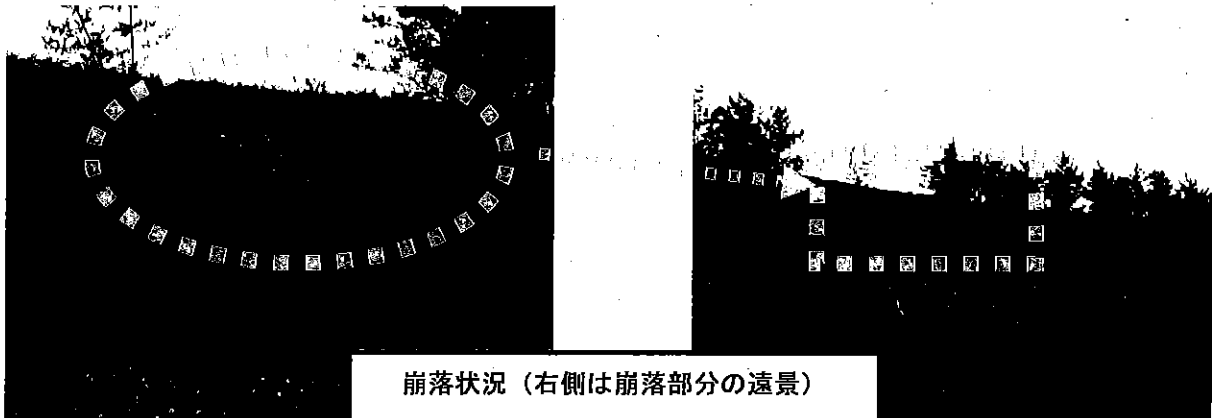
崩落土砂、落石の撤去。崩落防止用のブルーシート張り及び土嚢の設置。

3 今後の対応

法面の本格的な復旧工事のため、測量・土質調査・設計委託などを経て、復旧工事を発注予定。

4 参考（過去の発生状況）

- 平成 1 6 年 9 月 台風 2 1 号により北側法面崩落
- 平成 1 7 年 9 月 集中豪雨により北側法面崩落
- 平成 2 3 年 9 月 台風 1 2 号発生による南側法面崩落（2 箇所）



環日本海定期貨客船航路の運航状況等について

平成25年7月25日
 経済産業総室
 通商物流室

1 航路全体の利用状況（韓国東海市の暫定集計）

- 平成25年6月30日現在、就航以来4年間に、境港～東海及び東海～ウラジオストクを462航次（往復）運航した。延べ177,631人が利用し1航次当たりの平均旅客数は384人となった。
- 2013年上半期（1月～6月末）の旅客数は、前年同期に比べ、△10.5%、△2,602人減少した。就航以来の利用者の国籍は、韓国人が63.4%、ロシア人が29.5%、日本人が5.0%、その他が2.1%となった。
- 2013年上半期（1月～6月末）の貨物量は、前年同期に比べ、△31.8%、△5,908トン減少した。
- 旅客、貨物とも前年同期より減少した要因は、本年3月に競合する束草～ザルピノ・ウラジオストク航路が就航したこと、ウラジオストクでのAPEC終了後の需要が一服したこと、昨秋から仁川～ウラジオストク間の定期航空便が増便されたこと等が要因と推定される。

2 境港における利用状況（境港管理組合とりまとめ）

- 2013年上半期（1月～6月末）の境港～東海間の旅客数は、前年同期に比べ、△5.5%、△783人減少した。利用者の国籍は、韓国人が85.0%、日本人が7.2%、ロシア人が6.4%、その他が1.4%となった。
- 2013年上半期（1月～6月末）の境港の取扱貨物量は、前年同期に比べ、11.5%、475トン増加した。

■旅客実績

区分	運航回数	延べ乗客数	1便当たり 平均乗客数	乗客国別内訳			
				韓国	日本	ロシア	その他
2012年	50航次	25,388人	254人	22,883人	747人	1,365人	393人
2013年	23航次	13,483人	293人	12,862人	168人	292人	161人

※2013年は6月末まで

■貨物実績

区分	運航回数	境港での貨物実績				1便当たり 平均貨物量 (トン数)
		コンテナ貨物		バルク貨物	合計トン数	
		(TEUベース)	(トンベース)			
2012年	50航次	608TEU	3,651ft	5,272ft	8,923ft	89.2ft
2013年	23航次	260TEU	1,389ft	3,233ft	4,622ft	100.5ft

※2013年は6月末まで

※1TEUは、20フィートコンテナ1個を表す単位

※ft(フット)は、容積1.113m³(40立方フィート)、重量1,000kgをもって1トンとし、重量または容積の何れか大なる方を採用する換算方式

3 「ロシアビジネスセミナー」の開催

中国横断自動車道 尾道松江線の全線開通を見据え、境港までの距離が短くなる広島県備後地域において、ロシアへの海外展開及び環日本海定期国際フェリー航路の利用促進に資するため、以下のセミナーを開催した。

- 日時 平成25年7月17日（水）15時～17時
- 場所 広島県福山市（福山ニューキャッスルホテル）
- 参加者 荷主企業、物流会社、金融機関、商工団体など 29社・団体（42名）
- 内容
 - ・（一社）ロシアNIS貿易会によるロシア展開の可能性と留意点の説明
 - ・イービストレード(株)による日露貿易や日露ビジネスの実例紹介
 - ・運航会社による境港～東海～ウラジオストク航路の説明
 - ・参加者との情報交換会

復興財源を活用した基金に係る国からの返還要請について

平成25年 7月25日
 財政課
 福祉保健課、健康政策課
 雇用人材総室
 県産材・林産振興課

7月2日の閣議後、復興庁及び財務省から「復興関連予算で造成された基金の用途の厳格化の徹底について（返還の対応方針）」が発表されました。

これを受け、本県が受け入れた基金の状況及び今後の対応方針について、ご報告します。

【復興庁・財務省対応方針（抜粋）】平成25年7月2日

平成23年度第3次補正予算及び平成24年度当初予算においては、復興と共に、日本経済の再生という緊急性の観点から、全国向け事業を行う基金が造成された。

しかし、我が国の経済状況は震災直後とは大きく変化し、また、復興関連予算は被災地の復旧・復興に直接資するものを基本とするという考え方を踏まえ、これらの基金について更なる厳格化を行うこととした。

具体的には、執行済み及び執行済みと認められるもの（※）を除く基金残額について、国への返還を要請することとする。

（※ 地方議会の議決がなされているものなど、実質上執行済みと認められるものは、返還の対象としない。）

1 本県が受け入れた該当基金の状況

（単位：百万円）

基金名	配分類 (運用益含む※1)	H24予算措置額		H25予算措置額	差引残額
		執行済額	執行残	(既議決額)	(H26予定額)
緑の産業再生プロジェクト基金	4,316	1,087		1,431	1,798
23年度第3次補正分	4,110	1,087		1,431	1,592
21～23年度分(※2)	206				206
緊急雇用創出事業臨時特例基金	2,143	1,738	5	393	7
震災対応事業(商工分)	2,136	1,738	(※3) 5	393	(※4) 0
被災世帯生活福祉資金対応等(福祉分)	7				7
自殺対策緊急強化基金	42	23		19	(※5) 0
計	6,501	2,848	5	1,843	1,805

<留意点>

(※1) 運用益は、平成25年5月31日現在の額。

(※2) 緑プロ基金の21～23年度分(第1期交付)は復興財源ではないが、24年度以降は復興財源と同じメニューに限り執行できる規定となっており、復興財源と同様の扱いとするもの。

(※3) 緊急雇用基金(震災枠)の24年度執行残は、もともと25年度以降の執行ができないため、今回の返還要請とは別に返還が発生するもの。

(※4) 市町村執行分等もあるため、基金終了時(25年度末)における執行残について返還の可能性あり。

(※5) 自殺対策基金は、復興財源以外の部分もあり、25年度末時点で残額が発生する場合、そのうち復興財源部分について返還する。

2 本県の今後の対応方針

○本県の場合、返還の対象は「緑プロ基金」等の執行残(約18億円)となる見込み。(緊急雇用基金、自殺対策基金ともに執行残が生じた場合は返還)

○被災地に直接資する事業に限定するという国の方針変更を理解を示し、各県庁における具体的な返還方針が決まり次第、返還金の予算を議会に提案する予定。

○なお、緑プロ基金における26年度計画分については、必要な代替財源の確保を国に求める。

